

# どれだけの規模の災害に見舞われたら復興計画が策定されるのか？

## —復興計画が策定される災害規模と計画内容—

Damage Thresholds and Long-term Plans for Disaster Recovery:  
Experience of Japan

牧 紀男<sup>1</sup>, 太田 敏一<sup>2</sup>, 林 春男<sup>1</sup>

Norio MAKI<sup>1</sup>, Toshikazu OTA<sup>2</sup>, and Haruo HAYASHI<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 京都大学防災研究所 大災害研究センター  
Research Center for Disaster Reduction Systems, DPRI, Kyoto University

<sup>2</sup> 神戸市みなと総局技術部西神整備事務所  
Seishin Development Office, Port and Urban Projects Bureau, City of Kobe

After devastating disaster, local governments create their “long-term recovery plans”. However, there is no clear threshold showing how severely damaged local governments would establish the plan, and no analysis on what kind of components those plans could include. This paper discusses about the threshold and components for “long-term recovery plans” from data analysis on the various “long term recovery plans”. And as a results, when 8% house holds suffers major damage within total local government’s house holds, local governments could establish “long-term recovery plans”, and there exists two kinds of “long-term recovery plans” such as comprehensive plans and disaster reduction+short term recovery plans among recent “long-term recovery plans”.

**Key Words:** long term recovery planning, history of recovery planning, the 1995 Kobe Earthquake, the 2004 Mid-Nigatta Earthquake

### 1. 研究の背景と目的

大きな被害を伴う災害に見舞われた自治体は復興計画を策定する。しかしながら、その策定の基準・根拠は明確ではない。阪神・淡路大震災で災害救助法の指定を受けた兵庫県の 10 市 10 町においても復興計画を策定していない自治体も存在する(表 3 参照)。「災害対策基本法」には第 87 条に「指定行政機関の長及び(中略)は、災害復旧を実施しなければならない」とあるが、復興計画を策定しなければならないという規定はない<sup>(1)</sup>。阪神・淡路大震災が発生した平成 7 年に政府の防災対策の基本方針である「防災基本計画」が全面改訂され、各編に災害復旧・復興という章が設けられ、「(中略)必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする」<sup>(2)</sup>という文言が追加されるが、日本の防災施策では、河田<sup>(2)</sup>が指摘するように復興対策には現在多くの課題が残されている。

これまで、物理的な都市の復興計画については、その歴史的変遷ならびに今後のあり方に関する検討が行われているが<sup>(2)</sup>、近年の災害復興で大きな問題となっている被災者の生活再建、地域の経済復興も含む総合的な意味での復興計画のあり方について検討を行った研究は無い。

先述の平成 7 年の「防災基本計画」の改訂を受け、旧国土庁では復興施策に関する検討を平成 9~11 年に掛けて実施<sup>(3)</sup>し、さらに平成 17 年に内閣府は復旧・復興施策の手引き(案)を作成しているが、復興計画のあり方について学術的な検討を行ったものではない。

本研究では、これまで策定してきた復興計画の計画内容の歴史的変遷、さらには近年の復興計画における被害規

模と復興計画の内容の分析から、1)どういった規模の災害時に復興計画が策定してきたのか、2)策定された計画はどういった内容を持っていたのか、という復興計画の基本的な課題について明らかにし、今後の災害後の復興計画策定について検討する事を目的とする。

### 2. 阪神・淡路大震災以前の復興計画

日本における最も有名な自然災害後の復興計画は、後藤新平が中心となってまとめた関東大震災後(1923)の東京の復興計画であろう。この復興計画は、「帝都復興計画案ノ大綱ニ関スル件 第一 街路の規格および線路の系統、第二 公園の配置、第三 市場の配置、市街地割の整理、第四 防火措置、第五 京浜の関係ならびに港湾および運河の施設」<sup>(3)</sup>という内容からも明らかのように、物理的に新たな都市をつくり上げるという「物理的復興」を規定するものであった。このことは、国会の審議会における議論において「経済復興」に関する事業が欠如して<sup>(4)</sup>いるという指摘を受けた事からも明らかである。

その後、1925 年北但馬地震、1934 年函館大火、1946 年南海地震、さらには第 2 次世界大戦からの戦災復興と様々な災害についての復興計画が策定されるが、こういった災害からの復興計画は「復興事業の進め方も区画整理事業や道路・公共工事中心の土木的な対応が主であり、これも大きな変化がない」<sup>(5)</sup>と越山がまとめているように「物理的復興」が主たる計画内容であった。

風水害後の復興計画についても同様に「物理的復興」

が主たる課題であった。1958年9月に伊豆半島を襲った台風22号（狩野川台風）は静岡県に死者736人、全壊・流出1,269棟という非常に大きな被害が発生もたらした<sup>6)</sup>。この災害後、静岡県が策定した復興計画の基本方針は「1.（前略）復興方式も単に復旧にとどまらず今後の災害防止を考慮するものとした。すなわち、治山、治水、農業施設、耕地等全般にわたって復旧工事をする場合、再び災禍を繰り返さぬためにも改良工事を伴った方針とする。2. 復興計画は、施設事業の復旧改善と経営指導、金融あつ旋等臨時処理による範囲に限定し、恒久的（平常業務的）な分野は、正規各部事業とした。3.（省略）」<sup>7)</sup>という「物理的復興」を目的としたものであった。

災害対策基本法制定（1961）のきっかけとなり戦後の防災政策に大きな影響を与えるのは1959年の伊勢湾台風である。以下、伊勢湾台風から「市民の暮らしと人生の立て直し」という新たな課題が発生した<sup>8)</sup>とされる阪神・淡路大震災までの期間、復興計画の内容がどのように変化してくるのかについて分析を行う。表1は伊勢湾台風以降、阪神・淡路大震災までの間に発生した大規模災害後の復興計画の内容を整理したものである<sup>9)</sup>。

この表から分かるように、1959年の伊勢湾台風、1964年の新潟地震、1975年の酒田大火までの復興計画は、基本的に社会基盤の復旧・復興、すなわち「物理的復興」を目的とした復興計画であった。ただし、その内容は社会基盤整備に関わる内容がほとんどではあるが、関東大震災の復興計画とは異なり経済復興に関する内容が存在する。

伊勢湾台風（1959）の愛知県の復興計画は「県上計画」「水政計画」「商工計画」「農林農地計画」「文教厚生計画」「財政金融計画」という6つの計画から構成されている。「水政計画」は明らかに社会基盤整備のための計画であるが、それ以外の計画についても例えば「県上計画」の方針は「災害復興が県上の立地性及び地域社会の発展に対応して最も合理的に行われるよう、各部門計画事業を県上の合理的保全及び効率的利用の見地から総合的に検討して、その総合調整をはかることを目的とする」<sup>9)</sup>というものであり、その内容は、1962年に策定が行われた「全国総合開発計画」と軌を一にするものであった。また、経済復興に関わる「商工業計画」は産業立地計画であり、「農林農地計画」は排水機場の整備といった施設整備計画であった。「文教厚生計画」についても施設整備に関わる項目がほとんどであり、「民生」という項に低所得者に対する対策が記述されているだけで、一般的の被災者に対する対策は書かれておらず<sup>10)</sup>、阪神・淡路大震災で大きな課題となった生活再建は復興の主要な内容とはなっていない。新潟地震（1964）の復興計画も基本的には社会基盤施設の復旧・復興計画であり、生活再建については「生活環境施設復興計画」の中の「厚生」という項で低所得者に対する対策が記述されているだけである。

伊勢湾台風、新潟地震の復興計画の計画策定主体は、あくまで行政であり「科学的な分析に基づき」計画を策定するというものである<sup>5)</sup>。「住民参加」が行政手続きとして取り入れられるようになるのは1968年の「都市計画法」改訂以降のことであり、住民の意見の反映という観点は見られない。

1975年の酒田大火の復興計画は基本的には「上地区画整理事業」であり都市の「物理的復興」が主たる内容であったが、「近代的な魅力ある商店街の形成」や「住宅

地の生活環境の改善整備」といった地域の活性化や再建に関わりのある施策が設けられ、住民の意見の反映という観点が生まれてくる。復興の動きを伝える「広報さから災害速報告知板」が各家庭に配布され、さらに各地での説明会や相談所の設置が行われ、最終的に住民の声を反映して事業計画の一部が変更された<sup>11)</sup>。これは、1968年の都市計画法の改正を踏まえた新しい動きであると考えられる。また、1969年の地方自治法の改正により地方自治体は「総合計画」（長期計画）を策定するようになり、地方分権化が進められるようになる。

そして、1983年の三宅島計画になると「生活再建」という言葉が復興計画に現れるようになる。1983年の三宅島の噴火災害で大きな被害を受けたのは溶岩流による住宅の焼失埋没した阿古地区であり、島の西側の坪田地区も降灰による被害を受けたが、2000年の噴火災害のように長期に渡る避難生活により全島に大きな影響が及ぶということは無かった。従って、表1に示す復興計画が主たる対象としているのは「阿古地区」の再建であり、三宅島全体の復興については、「三宅村基本構想」「三宅村基本計画」「過疎地域振興計画」、さらには災害前に検討されていた「地域活性化対策推進計画」といった三宅島の将来ビジョンを定めた計画に従って推進される事となっていた<sup>12)</sup>。これは、1969年以降の地方自治体が「総合計画」を策定するようになった事の反映である。阿古地区復興計画の大部分は、溶岩流により焼失埋没した地区的防災集団移転、住宅地の開発、学校の再建といった「物理的復興」に関わるものではあるが、これまでの計画では見られなかった「生活再建」という目標が掲げられる。その内容は、罹災者の自立復興を如何にしてサポートするのかというものの、1) 復興資金の調達とその活用、2) 産業振興と基盤整備、3) 高齢者、後継者対策という3つの項目から構成されていた<sup>13)</sup>。災害後の個人の生活再建を支援する仕組みとしては「災害救助法」（1947年制定）・「罹災都市借地借家臨時処理法」（1946年制定）があったが、いずれも伊勢湾台風・新潟地震の復興計画で「民生」「厚生」という項目に記述されている「低所得者に対する対策」を主たる目的にしたものであった。三宅島計画の全ての人と対象にした「生活再建」支援は、阪神・淡路大震災の復興課題と共通するものであり、「生活再建」という新たな課題に対する計画の萌芽が見られる。

復興計画の内容が大きく変化するのは、雲仙普賢岳の噴火災害からである。雲仙普賢岳の噴火災害は、1990年に火山活動が始まり、1991年に活動が活発化し避難勧告が出されるようになるのであるが、噴火活動が沈静化するまでに時間がかかり、雲仙普賢岳の噴火災害では阪神・淡路大震災から1年後の1996年を「復興元年」としている。島原市は「生活再建」、「防災都市づくり」、「地域の活性化」を3本柱とする復興計画を、未だ火山活動が続いている1993年に策定した。噴火活動が沈静化する前に策定されたこの計画では、計画内容を「緊急対策」と噴火活動の沈静化後に実施する「長期構想」に分けて策定している。「生活再建」「地域の活性化」のための具体的な対策として、雇用対策の充実、さらには災害を利用した観光振興といったこれまでの復興計画には見られなかった項目が設けられた。また、1996

年の復興元年を期に「島原地域再生行動計画（がまだす計画）」<sup>14)</sup>と呼ばれる復興計画のアクションプランが策定される。この計画は物理的な被害を受けた地域だけでなく、噴火災害による間接被害を被った島原半島全体の地域の活性化を目的とした計画であり、27の重点プロジェクトから構成されており、そのプロジェクトは単なる「物理的復興」だけに限らない様々なプロジェクトが盛

り込まれた。1993年の北海道南西沖地震で被害を受けた奥尻町の復興計画もこういった流れを受け、「生活重建」「防災まちづくり」「地域振興」という3つの目標から構成されるものであった。

ここまで復興計画の歴史的変遷を見てきたが、災害を都市改造の契機ととらえ、都市改造計画を中心に構成された関東大震災の復興計画から始まった日本の自然災害

表1 伊勢湾台風～北海道南西沖地震までの復興計画の内容

年	災害名	計画主体	策定期	達成目標	施策	出典
1959	昭和34 伊勢湾台風	愛知県	1960.3	人命の安全 海岸・河川堤防の復旧 高潮対策について抜本的 対策の確立 国土保全対策 中部経済圏の将来の発展 財政事情に適応した実現 可能な計画	国土計画:土地利用の合理化 水政交通計画:河川、道路・鉄道、港湾 商工計画:産業の地域配置 農林農地計画:生産基盤・生産方式の再検討 文教厚生計画:被災施設の復興と被災者の自立助長、文教施設及 び防災住宅の建設、防災思想の普及 財政金融計画	愛知県、伊勢湾台風 災害復興計画書、 1960
1964	昭和39 新潟地震	新潟県	1964.12	県民の生命、財産の安全 将来の発展の基礎を確立	土地利用計画:用途地区の再検討、ゼロメートル地帯の土地利用、 市街地の再開発 国土保全計画:治水、高潮浸食、地盤沈下、都市排水対策 通輸・通信施設復興計画:道路・都市計画街路、港湾、鉄道、空港、 商工業復興計画:工業、商業、金融及び税制対策 農林水産業復興計画:農業、林業、水産業、農林漁業金融 生活環境施設復興計画:住宅、建築、上水道、下水道、清掃施設、 公園・緑地、都市ガス、厚生、文教、医療保健施設 財政金融計画	新潟県、新潟地震災 害復興計画、1964
1975	昭和50 酒田大火	酒田市	1975.11	防災都市の建設	1. 将来交通量に対応した幹線道路の整備 2. 近代的な魅力ある商店街の形成 3. 住宅地の生活環境の改善整備 4. 商店街と住宅街の有機的な結びつけ	酒田市大火の記録と 復興への道刊行会 (編)、酒田市大火の 記録と復興への道、 1978
1983	昭和58 日本海中部 地震				復興計画なし	能代市、昭和58年 (1983年)5月28日日本海中部地震 能代 市の災害記録 一 の教訓を後生に、 1984
1983	昭和58 三宅島噴火災 害	三宅村	1984.3	新集落の形成 公共公益施設の整備 生活再建	自力再建による集落の整備 防災集団移転促進事業による住宅団地の整備 村営住宅の整備 集落整備におけるまちなみ創成 道路の整備 小・中学校及び給食センターの計画 保育所の計画 コミュニティセンターの計画 歯科診療所の計画 その他公共公益施設の計画 復興資金の調達のとその活用 産業振興と基盤整備 高齢者、後継者対策	東京都三宅村、阿古 地区復興計画基本 調査報告書、1984
1990	平成2 霊仙普賢岳噴 火災害	島原市	1993.3	生活再建 防災都市づくり 地域の活性化	1)生活再建のきめ細かい支援:公営住宅、恒久住宅、生産基盤の 再整備、失業者対応、雇用の場の確保 2)安全で魅力ある新集落の形成 1)避難対策の充実:緊急避難計画の策定、緊急避難施設の整備、 予警報、避難態勢の充実 2)防災施設による被害の軽減:土石流対策、治山・砂防施設、延焼 遮断施設 3)災害に強い生活基盤の形成:道路、ライフラインの防災対策 4)安全な居住空間の形成:建築規制、嵩上げ、密集市街地改善 5)防災活動体制の強化 1)活性化プロジェクトの導入:中心市街地の再開発、新市街地の形 成、火山防災観光 2)災害を活用した観光振興、火山博物館、災害メモリアル 地域間交流による島原半島の活性化 島原半島の市街地等の活性化 被災地及びその周辺地域の復興・振興 島原半島農林業・農村の活性化 被災地域農林業・農村の復興・振興 水産業の活性化 島原半島観光の復興・振興 島原半島内商工業の活性化 安心・こころのいのいのある生活環境の充実 人づくりと交流による島原半島の活性化 歴史・文化・スポーツによる島原半島の活性化 広域行政の推進 がまだす計画の支援	島原市、霊仙・普賢 岳噴火災害、島原市 復興計画、1993
1993	平成5 北海道南西沖 地震	奥尻町	1995.3	生活再建 防災まちづくり 地域振興	1)住宅の再建:公営住宅、個人住宅 2)基幹産業の再建:水産・農業、観光、後継者の育成 3)生活の安定及び社会生活基盤の確保:利子補給、灯油購入補 助、医療・文教・社会福祉施設の整備 1)各地区的まちづくり:集落整備、集団移転、造成事業 2)避難対策:避難計画、避難施設整備 3)防災活動体制の強化:災害情報の管理・通報、組織の強化、シ ステム整備 1)水産業の振興:組合再建、水産基盤の整備、栽培漁業の振興、 地場資源の有効活用対策<流通経路、加工センター建設、遊漁施 設> 2)農業の振興:細地等総合整備事業、農地保全事業 3)観光の振興:観光資源の整備、観光関連施設の整備、観光イベ ントの促進、観光の通年化 4)芸術文化の振興:文化意識の啓発、郷土芸能の保存、創作活動	奥尻町、蘇る夢の 島!北海道南西沖 地震と復興の概要、 1996

本表における「達成目標」、「施策」の内容は各復興計画の内容から筆者が以下のような基準で抽出したものである。  
達成目標:計画の中で達成すべき課題として記述されている内容。施策:達成目標を実現する手段として書かれている内容。

後の復興計画は、戦災復興期を経て、経済復興（経済開発）に関する内容を持つ伊勢湾台風（1959）・新潟地震（1964）の時代を経て、1990年代以降「生活再建」という課題を取り上げるようになる。

復興計画の歴史的変遷の分析対象として、大規模な災害事例のみを取り上げてきたが、分析対象とした事例以外についても復興計画の有無について調査を行っており、例えば1974年の台風16号による多摩川決壊災害では、狛江市で非常に大きな災害が発生しているが復興計画は策定されていない<sup>15)</sup>。阪神・淡路大震災以前の災害においては、復興計画を策定する、という事はそれほど一般的ではなかった。奥尻町の復興計画が策定されたのは発災の2年後であり<sup>16)</sup>、当初は復興計画は策定されていなかった。災害の後の行政の業務は基本的には「復旧」であり、激甚災害指定を受け復旧作業を着々と行うというのが阪神・淡路大震災前の災害復興の姿であり、新潟県中越地震のように10自治体で復興計画が策定されるという現在の状況と比較すると隔世の感がある。

### 3. 阪神・淡路大震災の復興計画—総合的な計画と防災まちづくり計画—

阪神・淡路大震災では、先述のように8市5町、さらに兵庫県で復興計画が策定された。兵庫県、神戸市の復興計画の内容については既に様々な検討が行われている<sup>17)</sup>おり、その復興計画の特徴として「都市の再建」「被災者の生活再建」「経済再建」の3つの目標を掲げた「総合的な計画」となっていることが挙げられる<sup>18)</sup>。また、神戸市同様に大きな被害を受けた芦屋市、西宮市の復興計画も同様に「総合的な計画」となっていた<sup>19)</sup>。しかしながら、阪神・淡路大震災では全壊・半壊被災世帯率が3割を下回る自治体でも復興計画が策定されている。ここでは市の総世帯数に対する全半壊被災世帯率が8.20%と復興計画を策定した自治体の中では最も低い川西市、中程度の尼崎市（22.47%）、宝塚市（25.58%）の復興計画の内容について検討を行う。

①災害に強いまちづくり、②公共施設の復旧・整備方針、③被災市民の生活援護及び産業の復興方針<sup>18)</sup>の3つの項目から構成され、「市総合計画を災害に強いまちづくりの観点から検証し、補完するもの」<sup>19)</sup>と位置づけられる川西市の復興計画は「防災まちづくり」<①災害に強いまちづくり>、「復旧計画」<②公共施設の復旧・整備方針・③被災市民の生活援護及び産業の復興方針>から構成される「防災まちづくり+復旧」計画型の復興計画となっている。川西市と同様に、全半壊被災世帯率が9.39%とそれほど大きな被害に見舞われていない明石市の復興計画も「災害に強いまちづくり計画」と

なっている。これは、大阪府も同様で全半壊被災世帯率10.36%の豊中市では1)「豊中市住宅復興計画」、2)「庄内地域の震災復興整備方針」を復旧計画として、3)「防災ビジョン一提言一」を防災まちづくり計画として策定する「防災まちづくり+復旧」計画型の復興計画が策定されている<sup>20)</sup>。

十分に時間をかけて作成された「総合計画」の将来ビジョンを復興ビジョンとし、1)災害の教訓を踏まえた「防災まちづくり計画」と、2)災害からの「復旧計画」を内容とする計画を復興計画として策定するという川西市、明石市の「防災まちづくり+復旧」計画型の復興計画は、市の将来ビジョンの見直しを必要とするような壊滅的な被害に見舞われていない自治体における復興計画の一つのあり方と考えられ、それほど大きな被害を受けていなくても復興計画が策定されるようになった阪神・淡路大震災で生まれた新たな復興計画の姿である。

一方、尼崎市、宝塚市については、半壊以上の被害を受けた世帯が市全体の1/5～1/4に及び、震災が地域に与えた影響は非常に大きく、これまでの施策の抜本的な見直しが必要となってくると考えられる。この2市の復興計画は対照的であり、表2に尼崎市、宝塚市の復興計画の内容を示す。尼崎市の計画は、基本的には「防災まちづくり」<2-1 21世紀に向けた災害に強いまちづくり、2-2 防災体制の整ったまちづくり>、「復旧計画」<1-1 市民生活と事業活動の復興、1-2 公共施設等の復興>から構成されるており、「1-3 面的整備地区の復興」の箇所では、若干、新たなまちづくり事業が掲載されているが、尼崎市の将来ビジョンの見直しにつながる内容ではなく、基本的には「防災まちづくり+復旧」計画型の計画となっている。一方、宝塚市の計画は、「防災まちづくり+復旧」計画<「災害に強い都市の創造」>に加え、「快適都市の創造」「共生社会の創造」「新しい宝塚文化の創造」といった内容も含み、「都市の再建」「被災者の生活再建」「経済再建」の3つの目標を含む「総合的な計画」となっている。

尼崎市の計画が「防災まちづくり+復旧計画」となっている背景には、市職員の「担当職員の思いは、できるだけ早く、市民の生活を元に戻すための事業に力を注ぐべきで、震災直後からマスコミを賑わす、まるで今までできなかった事業をこの機に乘じてやってしまおうと言わんばかりの復興事業に目を奪われたくないということであった」<sup>21)</sup>、という想いがあったようである。阪神・淡路大震災当時、こういった考えを持った事を非難する事はできないが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、現在、「復興」とは「災害前とまったく同じ施設、機能にもどすのではなく、地域が災害に見舞われる前以上の活力を備えるように、暮らしと環境を再建していく活動のこと」<sup>22)</sup>定義されるようになっている。一度災害に見舞われると、災害前と全く同じ社会に戻ることは不可能であるという現実を踏まえると、災害をよりよい社会を創り出す契機と捉えるような考えを持つことも

表2 尼崎市と宝塚市の復興計画

尼崎市震災復興基本計画		宝塚市震災復興計画
1-1 市民生活と事業活動の復興	①住宅対策 ②心の復興、災害弱者の救済対策 ③事業活動への支援	安全で快適な市街地の整備 交通ネットワークの整備 安全居住都市をめざして「災害に強い都市の創造」
1-2 公共施設等の復興	①都市基盤施設 ②公共建築物等	公園・緑地等の整備 恒久的な住宅供給 ライフラインの強化 災害への備えの充実
1-3 面的整備地区の復興	①要地地区 ②戸ノ内地区 ③東園田地区 ④JR尼崎駅北部地区 ⑤昭和通・西大物地区	宝塚らしい魅力あるまちづくり 環境にやさしいまちづくり 国際観光モデル都市づくり 国際交流都市づくり 快適環境都市をめざして「快適都市の創造」
2-1 21世紀に向けた災害に強いまちづくり	①防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備 ②ライフラインの強化とライフソットの整備 ③自然を生かしたみず・みどりの防災ネットワーク ④歴史・文化の薫るまちづくり ⑤バリアフリーのまちづくり ⑥公共建築物の耐震性能の向上 ⑦液状化への対応 ⑧臨海部の役割と開発にあたっての防災対策	産業の復旧・復興 人ややさしいまちづくり 情報コミュニケーションの都市づくり 協働のまちづくり 生活福祉と都市をめざして「共生社会の創造」 自主性と創造性あふれるボランティア活動の振興 保健・医療・福祉の充実 豊かなこころを育む暮らしの実現 文化的創造都市をめざして「新しい宝塚文化の創造」 文化・スポーツに親しむことができる環境づくりの推進 創造性豊かな地域文化の形成
2-2 防災体制の整ったまちづくり		

重要であると考えられる。

#### 4. 災害規模と復興計画策定の有無

ここからは、どれだけの規模の災害が発生すれば、復興計画が策定されるのか、について検討を行う。

表3は阪神・淡路大震災(1995)、新潟県中越地震(2004)の各自治体の被災程度と復興計画策定の有無を整理したものである。阪神・淡路大震災で災害救助法の適応を受けた10市10町(1995年当時)の内、復興計画を策定した自治体は8市5町である。市部と郡部では復興計画が策定される被害規模に違いがある。全半壊被災世帯率で見ると、市部では8.20%の川西市が復興計画を策定している自治体の中では最も全半壊被災世帯率が低い自治体であるのに対し、郡部では全半壊被災世帯率14.7%の旧五色町においても復興計画は策定されておらず、26.49%の旧津名町が復興計画を策定している全半壊被災世帯率最小の自治体となっている。市部と郡部で全半壊被災世帯率が異なる背景には、郡部の自治体では人的資源も限られており、災害後の混乱の中で復興計画策定にまで手が回らないことも一因にあったと考えられる。

その後、発生した2000年鳥取県西部地震、2001年芸予地震では復興計画は策定されていない。鳥取県西部地震で大きな被害を受けた米子市の場合、全半壊世帯1,472世帯(全壊123世帯、半壊1259世帯、2001年2月2日現在)に対し49,985世帯(2000年10月1日現在)であり、全半壊被災世帯率2.94%に過ぎず、復興計画は策定されなかった。また、郡部において大きな被害を受けた日野町の場合、全半壊世帯570世帯(全壊129世帯、半壊441世帯)に対し総世帯数1,575世帯(2000年10月6日発災日)で、全半壊被災世帯率36.19%に及ぶが、復興計画は策定されていない<sup>23)</sup>。鳥取県西部地震では、住宅再建支援については、県独自の公費による解体や住宅再建支援制度が創設されたが、総合的な復興計画は策定されなかった。

2001年芸予地震では、大きな被害を受けた吳市においても、全半壊被災世帯率は0.42%<全半壊世帯数は369世帯<sup>24)</sup>、総世帯数87,048世帯(2001年4月末現在)>であり、復興計画は策定されていない。

上記のような検討から明らかになるのは、市部においては全半壊被災世帯率が8%を超える場合には復興計画の策定が行われ、郡部については人的資源が限られている事もあり全半壊被災世帯率が3割を超えるような規模の災害が発生しても復興計画が策定されない場合もあるということである。

しかしながら、2004年の新潟県中越地震では状況が変わっている。表3のハッチをかけた市町村は、全半壊被災世帯率8%以上の市町村である。新潟県中越地震においては市部では全半壊被災世帯率1.19%の柏崎市、4.67%の見附市、4.72%の栃尾市でも復興計画が策定されている。その一方で、郡部においては、全半壊被災世帯率13.34%の刈羽村で復興計画が策定されていない。新潟県中越地震の復興計画策定においては、2005年度から市町村合併が予定されているため復興計画を策定しないという越路町(24.84%)のような事例も存在する<sup>25)</sup>。

表3の復興計画策定の有無の調査は、災害救助法適用自治体について行ったものであるが、新潟県中越地震では、9市29町16村の計54自治体に災害救助法が適用されており、これは阪神・淡路大震災の10市10町と比べるとその被害規模から考えても異常な数である。災害救助法は、基本的には市町村の総人口数に対する住家の減失世帯数(全壊+半壊×1/2)が一定の割合を超えた場合に適応されることになっているが、「被災地域が他の集落から隔離又は孤立している

等のため、(中略)、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること」といった特別基準が設けられており、新潟県中越地震の場合、この特別基準を適応して災害救助法が適応されたと考えられる<sup>26)</sup>。

#### 5. 災害規模と復興計画の内容

阪神・淡路大震災の復興計画の分析から、阪神・淡路大震災の復興計画には、1)神戸市の計画に代表される「総合計画」型の復興計画、2)川西市、明石市、そして尼崎市の計画のような「防災まちづくり+復旧計画」型の復興計画、という2つのタイプの復興計画があり、基本的には全半壊被災世帯率との関係で計画のタイプが決まっている事が明らかになった。すなわち、市部においては全半壊被災世帯率が8%以下の自治体では、復興計画は策定されない、8%~20%程度の自治体では「防災まちづくり計画+復旧計画型」の復興計画、さらに20%以上の自治体では基本的には「総合計画型」の復興計画が策定される。

しかしながら、2004年新潟県中越地震の復興計画策定においては、復興計画を策定する全半壊被災世帯率の割合が阪神・淡路大震災とは異なってきている。ここでは、新潟県中越地震の各自治体の復興計画の内容と被害規模との関係について分析を行う。表4は新潟県中越地震における各自治体の復興計画の内容と被害規模、計画タイプを示したものである。この表から分かるように、新潟県中越地震の復興計画のほとんどは「総合計画型」の計画内容を持っている。

これは、阪神・淡路大震災から12年が経過し、阪神・淡路大震災の復興の教訓が整理され、総合的な復興計画の必要性が社会に定着した事の成果と考える事も可能であるが、実際は、新潟県中越地震後、復興計画を策定した自治体のほとんどは次年度に市町村合併を控えており、いずれにしても「総合計画」を策定する必要があった事が、それほど被害を受けていない自治体においても「総合計画型」の復興計画が策定された事の背景にあると考えられる。長岡市に吸収されるような形式で合併が行われる、山古志村、小国町、栃尾市の復興計画には合併前の地域の問題をしつかりと記述しておこうという意図が見られる。栃尾市の復興計画には以下のように書かれている。「栃尾市は長岡市との合併を控えていますが、広大な市域を有することになる新しい長岡市の中でも、これらの問題に取組ながら、育まれてきた地域の個性を大切にした活力のある「栃尾」として将来に受け継いでいくことが重要となります」<sup>27)</sup>。栃尾市(4.72%)の場合は、同年7月13日に発生した新潟豪雨水害においても被害を受けており、栃尾市の計画は7.13水害、中越地震という2つの災害を対象としたものとなっている。これは見附市(4.67%)も同様であり、2つの災害に連続して見舞われた事も、低い全半壊被災世帯率でも復興計画を策定した要因の一つと考えられる。

中越地震において、合併と全く関係なく「中越地震」に対する復興計画を策定したのは川口町、小千谷市(ただし総合計画2005年度まで)であり、全半壊被災世帯率はそれぞれ71.78%、28.36%となっている。市町村合併、さらには7月の水害という特殊な事情がなければ、全半壊被災世帯率が1%、4%といった規模の被害の自治体で復興計画が策定されたかどうか疑問である。

#### 6. 災害後の復興計画策定

災害を都市改造の契機ととらえ都市改造計画を中心に構成された関東大震災の復興計画から始まった日本の自

然災害後の復興計画は、戦災復興期を経て、経済復興（経済開発）に関する内容を持つ伊勢湾台風（1959）・新潟地震（1964）の時代を経て、1990年代以降、「生活再建」という課題を取り上げるようになり、阪神・淡路大震災では「都市の再建」「被災の生活再建」「経済再建」の3つの目標に取り組む「総合的な計画」へと変遷してきた。また、阪神・淡路大震災以降、壊滅的な被害を受けた自治体以外でも復興計画が策定されるようになってきている。

また、復興計画の内容は被害規模との関係がある事を明らかにし、市レベルにおいては全半壊被災世帯率が8%を超えると「防災まちづくり+復旧計画」型の復興計画が策定され、20%を超えると「総合計画」型の復興計画が策定されてきた事を明らかにした。

復興計画とは、「その地域に住み地震の経験をした人・その地域で働く人（ステークホルダー）のこんな「まち」にしたという「想い」を汲み上げ、復興計画という形式に整理するというプロ

表3 阪神・淡路大震災、新潟県中越地震における各自治体における被害規模と復興計画の有無

市町名	全半壊		復興計画の有無	全壊		大規模半壊		半壊		総世帯数 阪神地域 (1995.1.1) 中越地域 (2004.3.31)*
	総世帯数 対する割 合	世帯		総世帯数 対する割 合	世帯	総世帯数 対する割 合	世帯	総世帯数 対する割 合	世帯	
神戸市	39.38%	228,412	神戸市復興計画	19.88%	115,302			19.50%	113,110	580,012
尼崎市	22.47%	43,450	尼崎市復興計画	4.63%	8950			17.84%	34,500	193,337
西宮市	36.55%	59,869	西宮市震災復興計画	19.90%	32593			16.65%	27,276	163,785
芦屋市	49.26%	16,708	芦屋市震災復興計画	21.85%	7412			27.41%	9,296	33,916
伊丹市	25.45%	17,049	伊丹市震災復興計画	3.80%	2549			21.64%	14,500	66,992
宝塚市	25.58%	18,706	宝塚市震災復興計画	6.94%	5074			18.64%	13,632	73,119
川西市	8.20%	3,929	川西市震災復興計画	1.36%	650			6.84%	3,279	47,935
明石市	9.39%	9,316	災害に強いまちづくり計画	3.24%	3214			6.15%	6,102	99,243
三木市	0.53%	122	なし**	0.11%	26			0.42%	96	23104
洲本市	4.50%	672	なし***	0.11%	17			4.39%	655	14927
旧五色町	14.71%	454	なし***	6.03%	186			8.68%	268	3086
淡路市	26.49%	1,496	あり****	10.68%	603			15.81%	893	5647
旧淡路町	40.13%	1,020	あり****	12.98%	330			27.14%	690	2542
旧北淡町	67.17%	2,208	北淡町震災復興計画	30.91%	1016			36.26%	1192	3287
旧一宮町	50.96%	1,532	あり****	25.88%	778			25.08%	754	3006
旧東浦町	28.29%	781	東浦町震災復興計画	11.66%	322			16.62%	459	2761
南あわじ市	3.94%	71	なし*****	0.94%	17			2.99%	54	1804
旧西淡町	8.25%	311	なし*****	3.61%	136			4.64%	175	3771
旧三原町	2.97%	137	なし*****	0.39%	18			2.58%	119	4609
旧南淡町	1.20%	78	なし*****	0.14%	9			1.06%	69	6519
長岡市	10.54%	6,895	長岡市復興計画	1.42%	927	1.40%	918	7.72%	5050	65,418
旧中之島町	0.84%	26	なし	0.00%	0	0.06%	2	0.77%	24	3,098
旧越路町	24.84%	986	長岡市と合併予定のため、長岡市復興計画の中に記述あり	3.83%	152	3.25%	129	17.76%	705	3,969
旧三島町	1.35%	28	なし	0.14%	3	0.00%	0	1.21%	25	2,072
旧山古志村	82.61%	575	山古志復興新ビジョンー住民主導による創造的復興に向	40.95%	285	8.05%	56	33.62%	234	696
旧与板町	0.33%	7	なし	0.00%	0	0.10%	2	0.24%	5	2,100
旧柄尾市	4.72%	345	柄尾市復興計画	0.62%	45	0.82%	60	3.28%	240	7,315
旧寺泊町	0.46%	15	なし	0.00%	0	0.06%	2	0.40%	13	3,246
旧小国町	35.01%	767	新潟県中越地震に対する小国地域の復興ビジョン	5.71%	125	5.66%	124	23.64%	518	2,191
小千谷市	28.36%	3,471	小千谷市復興計画	5.19%	635	3.03%	371	20.14%	2465	12,237
川口町	71.78%	1,152	川口町震災復興計画	37.94%	609	9.10%	146	24.74%	397	1,605
魚沼市	11.74%	315		2.09%	56	1.45%	39	8.20%	220	2,682
旧小出町	0.50%	20		0.03%	1	0.03%	1	0.45%	18	3,987
旧広神村	3.62%	88	魚沼市震災復興計画	0.49%	12	0.49%	12	2.63%	64	2,432
旧守門村	2.60%	39		0.40%	6	0.33%	5	1.87%	28	1,500
旧入広瀬村	0.72%	5		0.00%	0	0.14%	1	0.57%	4	699
南魚沼市	0.05%	4	なし	0.03%	3	0.00%	0	0.01%	1	8,607
旧大和町	0.18%	7	なし	0.10%	4	0.00%	0	0.08%	3	4,000
十日町市	8.64%	1,127	十日町震災復興計画	0.77%	100	1.15%	150	6.72%	877	13,048
旧川西町	4.02%	92	なし	0.22%	5	0.26%	6	3.54%	81	2,287
旧中里村	0.53%	9	なし	0.00%	0	0.00%	0	0.53%	9	1,704
旧松代町	0.20%	3	なし	0.00%	0	0.00%	0	0.20%	3	1,472
旧松之山町	0.18%	2	なし	0.18%	2	0.00%	0	0.00%	0	1,103
見附市	4.67%	595	見附市復興プラン	0.41%	52	0.14%	18	4.12%	525	12,748
柏崎市	1.19%	349	柏崎市震災復興計画 中越地震を乗り越えて 元気を出そう柏崎！	0.09%	27	0.20%	58	0.90%	264	29,274
旧柏崎市	0.32%	3	なし	0.00%	0	0.21%	2	0.11%	1	938
旧西山町	2.07%	45	なし	0.51%	11	0.51%	11	1.06%	23	2,169
出雲崎町	0.37%	7	なし	0.00%	0	0.00%	0	0.37%	7	1,889
津南町	0.03%	1	なし	0.00%	0	0.00%	0	0.03%	1	3,723
刈羽村	13.34%	198		4.58%	68	1.89%	28	6.87%	102	1,484
燕市	0.02%	2	なし	0.02%	2	0.00%	0	0.00%	0	13,139
旧分水町	0.73%	32	なし	0.18%	8	0.20%	9	0.34%	15	4,398
三条市	0.32%	9	なし	0.00%	0	0.04%	1	0.28%	8	2,817
加茂市	0.04%	4	なし	0.00%	0	0.02%	2	0.02%	2	9,817

全半壊8%以上

復興計画有り

被害のデータは阪神・淡路大震災(H8.3.28)・中越地震(H18.9.22)時点

湯之谷町、塩沢町、和島村、安塚町、巻町、月潟村、中之口村、弥彦村、吉田町、三条市、柿崎町、吉川町、頸城村、浦川原村、大島村、上越市、三和村、牧村、清里村、板倉町に對しても災害救助法が適用されているが半壊以上の被害が発生していないため省略した。

\*新潟県県政要覧2003 \*\*\*\*淡路市市民課に確認

\*\*三木市危機管理課に確認 \*\*\*\*\*南淡路市防災課に確認

\*\*\* 洲本市消防防災課に確認

セス」<sup>28)</sup>であり、被害の程度により策定される復興計画の内容は変わってくるのは当然のことである。国上庁のマニュアルにも「復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画・長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、(1)被災者の生活再建、(2)産業・経済再建、(3)復興防災まちづくり、をすすめるために必要な施策をとりまとめた計画として位置づけられる」<sup>29)</sup>とあるように、地域の将来ビジョンを達成する事が復興計画を含む全ての地域の計画の目標である。

2007年3月25日に発生した能登半島地震では、輪島市で全半壊被災世帯率が8.94%<全壊446世帯、半壊737世帯(2007.4.27日現在)、総世帯数13,232世帯(2007.3.1日現在)>、穴水町では4.11%<全壊67世帯、半壊87世帯(2007.4.23日現在)、総世帯数3,738世帯(2005.10.1)>となっている。本研究で検討した過去の事例から考えると、全半壊被災世帯率が8%を超える事から輪島市は復興計画策定を行う可能性があり、また、輪島市は2006年2月1日に合併を行い、新たに平成18-27年度までの総合計画の策定をおこなったばかりである事から、総合計画が描き出す将来ビジョンを変更するほど今回の地震災害が与えた影響が深刻でない限り、内容については総合計画の補完を行う「防災まちづくり計画+復旧計」型の復興計画となる可能性があると考えられる。本稿では復興計画の内容のあり方についての検討を

行ってきたが、今後の課題として、如何にして復興計画を策定するのか、さらには策定した復興計画を如何にしてマネジメントしていくのかという課題が存在するが、こういった課題については今後の検討課題としたい。

### 補注

- (1) 災害対策基本法には「復興」という文言が2カ所存在する。第8条3項(施策における防災上の配慮等)「国及び地方公共団体は、(中略)すみやかに、施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない。」第97条(激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等)「政府は、(中略)被災者の災害復興の意欲を振興するため、必要な施策を講ずるものとする。」
- (2) 都市復興計画の変遷とその課題については、越山健二、災害後の都市復興計画と住宅供給計画に関する事例的研究、神戸大学博士論文、2001にまとめられている。
- (3) 国土庁防災局では復興対策について、下表のような調査を行っている。

表4 新潟県中越地震の復興計画の有無<sup>(8)</sup>

名称	対象災害	復興目標	被災世帯率	形式	合併/総合計画
長岡市復興計画	7.13水害+10.23中越大地震+融雪災害	生活の再建	10.54% (旧長岡市)	総合	合併 (2005.1.1、 2006.1.1)
		まちの活性化			
		教育・文化・コミュニティーの再建			
		中山間地域の再生			
山古志復興新ビジョン	10.23中越大地震	インフラ復旧	82.61%	総合	
		自然とともに生きる「山の暮らしと文化」の再生・活性化をめざす 雨や雪等による新たな災害の発生を継続的に予防する			
		山古志の取組を強調な国土づくりのモデルとする			
		復興の主役、推進者は住民自身			
		「復興」をキーワードに地域連携の推進を図る			
		「復元」にこだわらず新しい山古志の地図を描く			
柿尾市震災復興計画	7.13水害+10.23中越大地震	生活の再建・再生・安心して住み続けられる生活の確保一 活力の再生・魅力とぎわいのある柿尾のまちづくり	4.72%	総合	
新潟県中越大地震に対する小国地域の復興ビジョン	10.23中越大地震	生活基盤整備一災害に強い生活基盤の整備一 防災まちづくり市民と行政の協働による防災力の強化一	35.01%	総合	
		元気で支えあう気持ちを育み、全ての人にやさしい里づくり			
		安全で味にこだわる食の里づくり			
		へんなかツーリズムによるもてなしの里づくり 伝統技術の継承と独自技術を活かしたこだわりの里づくり			
川口町震災復興計画	10.23中越大地震	くらしの再建	71.78%	総合	被害大 総合計画 (2010まで)
		災害に強い安全・安心なまちづくり			
		コミュニティーの継承と発展			
		まちの活力の再生			
小千谷市復興計画	10.23中越大地震	交流の拡大	28.36%	総合	被害大 総合計画 (2005年度まで)
		市民生活の復興			
		産業・経済の復興			
		安全・安心な社会基盤、都市基盤の復旧・復興			
		コミュニティーの強化			
		災害に強いまちづくり			
柏崎市震災復興計画	10.23中越大地震	復興の進め方	1.19%	総合	合併 (2005.5.1)
		「市民のくらしと安心」を復興する			
		「地域の活力」を復興する			
		「柏崎の魅力」を復興する			
魚沼市震災復興計画	10.23中越大地震	「協働のまちづくり」を推進する	11.74% (旧堀之内町)	総合	合併 (2004.11.1)
		「生活環境」生き生きと暮らせる安全安心な生活空間			
		「自然共生」自然と共生みんなで育む魚沼の郷土			
		「保健・医療・福祉」みんなで支える笑顔のある暮らし			
見附市復興プラン	7.13水害+10.23中越大地震	「地域産業」活力に満ち特色を持った地域産業	4.67%	復旧+防災	総合計画 (2005年度まで)
		「教育文化」ふれあいで創る魚沼の歴史と文化			
		「防災・復興システム」ともに支え ともに高めあう地域のきずな			
		災害に強いまちづくり			
十日町震災復興計画	10.23中越大地震	市民の生活復興	8.64%	総合	合併 (2005.4.1)
		市民生活の再建			
		安全で安心なまちづくり			
		活力あるまちづくり			
		震災の記録と体験の保存及び発信			
		復興の推進			

昭和59年	国土所	南関東地域震災対策調査震災等復興事例報告書
平成8年	国土庁防災局	平成8年度復興施策検討調査報告書 都市型大規模地震対策編
平成9年	国土庁防災局	平成9年度復興施策検討調査報告書 大規模火山災害対策編
平成10年	国土庁防災局	平成10年度復興施策検討調査報告書 風水害対策編
平成11年	国土庁防災局	平成11年度復興施策検討調査報告書 本波災害対策編
平成11年	国土庁防災局	南関東地域震災等の地盤に対する復興準備計画の策定に関する調査報告書
平成12年	国土庁防災局	東海地震等からの復興準備計画策定指針
平成17年	内閣府	災害復旧・復興施策の手引き(案)

- (4) ここで取り上げた復興計画は、「復興計画」という名称をもつた計画のみである。従って、1982年「長崎豪雨災害」により大きな被害を受けた長崎市では、同年「長崎防災都市構想」を策定しているが、本稿では検討の対象としていない。
- (5) 例えば、愛知県災害復興計画作成要綱には「災害復興計画は、伊勢湾台風の災害の現状とその原因を(中略)科学的に究明し、これに基づいて災害の防除・土保全及び産業文化の復興に関する総合的計画を樹立し、もって県勢の振興と県民福祉の向上をはかることを目的とする。」(下線、筆者)とあり、住民の意見を反映するというよりも、「科学的」に作り上げることに主眼が置かれている。この「科学的」という文言は新潟地震の復興計画策定要綱にも存在する。愛知県(1960)、あとがき p3、新潟県(1964), p334
- (6) 「単に復旧という意味合いの復興ではなく、根本的な意味での復興を企図する事業計画案を策定する必要があるのではないか。このような考え方から平成7年3月、改めて平成9年度を目標年度とする『奥尻町災害復興計画』を策定、各事業の実施を推進していくこととした。」(奥尻町(1996)、北海道南西沖地震奥尻町記録書、奥尻町, p198)
- (7) 芦屋市の復興計画は、まちづくりの目標として「ア 魅力あり芦屋のまちづくり、イ 快適で安全なまちづくり、ウ 人と自然環境が共生したまちづくり、エ 福祉が充実したまちづくり、オ ともに築き助け合うまちづくり」(芦屋市 1997)という5つの目標、西宮市の計画は、「1)安心して暮らせる、心かようまちづくり、2)災害に強い安全なまちづくり、3)活力を生む産業のまちづくり、4)魅力あふれる環境、文化、地域社会づくり」(西宮市 1995)という4つの目標、を掲げております。両市の復興計画共、「都市の再建」「被災者の生活再建」「経済再建」の3つの目標を含む「総合的な計画」となっている。(芦屋市(1997)、阪神・淡路大震災 芦屋市の記録「95-96」、芦屋市、西宮市(1995)、西宮市震災復興計画、西宮市)
- (8) 本表は以下の参考文献に基づき作成した。
- ・魚沼市(2006)、魚沼市震災復興計画、魚沼市
  - ・小国町(2005)、新潟県中越大地震に対する小国地域の復興ビジョン、小国町
  - ・小千谷市(2005)、小千谷市復興計画、小千谷市
  - ・柏崎市(2005)、柏崎市震災復興計画 中越地震を乗り越えて 元気を出そう柏崎！柏崎市
  - ・川口町(2005)、川口町震災復興計画、川口町
  - ・十日町市(2005)、十日町震災復興計画、十日町市
  - ・長岡市(2005)、長岡市復興計画、長岡市
  - ・兄附市(2005)、兄附市復興プラン、兄附市
  - ・山古志村復興新ビジョン研究会(2005)、山古志復興新ビジョン－住民主導による創造的復興に向けて－、山古志村復興新ビジョン研究会

## 参考文献

- 1) 中央防災会議(2005)、防災基本計画、中央防災会議
- 2) 河田恵昭(2003)、災害対策基本法と防災基本計画、京都大学防災研究所編、防災学講座4 防災計画論、山海堂, pp.92-95
- 3) 「帝都復興計画案ノ大綱ニ関スル件」、鶴見祐輔(2006)、決定版正伝・後藤新平 8 「政治倫理化の時代」、藤原書店, pp.264-275
- 4) 伊藤巳代治の「帝都復興計画案ノ大綱」に対する反論。(前掲書), pp.287-289
- 5) 越山健二(2001)、災害後の都市復興計画と住宅供給計画に関する事例的研究、神戸大学博士論文、私家版, p23
- 6) 静岡県(1962)、狩野川台風災害誌、静岡県, p38
- 7) 前掲書, pp.141-142
- 8) 林春男(2003)、いのちを守る地震防災学、岩波書店, p116
- 9) 愛知県(1960)、伊勢湾台風災害復興計画書、愛知県, p192
- 10) 前掲書, pp.326-327
- 11) 酒田市大火の記録と復興への道刊行会(編)(1978)、酒田市大火の記録と復興への道、酒田市, pp.179-183
- 12) 東京都三宅村(1984)、阿古地区復興計画基本調査報告書、三宅村, pp.90-93
- 13) 前掲書, pp.142-143
- 14) 島原市(1993)、雲仙・普賢岳噴火災害、島原市復興計画、島原

- 市、島原地域再生行動計画策定委員会事務局編(1997)、島原地域再生行動計画、長崎県
- 15) 狹江市(1975)、多摩川堤防決壊記録、狹江市
- 16) 例え、鳴海邦頃、室崎益輝他(1996)、復興計画の策定における論点と問題点 阪神・淡路大震災一周年、都市計画, vol.200, 201, pp.15-72、都市計画学会、林春男(2001)、地震災害からの復興過程とその対策計画、地学雑誌, vol.110(6), pp.991-998
- 17) 林春男(2001)、地震災害からの復興過程とその対策計画、地学雑誌, vol.110(6), pp.991-998
- 18) 川西市(1997)、阪神・淡路大震災川西市の記録－私たちは忘れない－、川西市, p182
- 19) 前掲書, p179
- 20) 豊中市(1997)、豊中市の記録 1995年1月17日～1997年3月31日、豊中市
- 21) 尼崎市(1998)、阪神・淡路大震災尼崎市の記録、尼崎市, pp.336-337
- 22) 林春男(2003)、いのちを守る地震防災学、岩波書店, , p116
- 23) 口野町(2001)、鳥取県西部地震 2000.10.6 口野町の災害・復興への記録、口野町
- 24) 呉市(2002)、平成13年芸予地震(平成13年3月24日)吳市の被害と復興計画の記録、吳市
- 25) 新潟県資料(各市町村の復興計画策定状況、平成19年5月入手)による
- 26) 災害救助実務研究会編集(2006)、災害救助の運用と実務 平成18年版、第一法規
- 27) 柄尾市(2005)、柄尾市復興計画、柄尾市, p1
- 28) 牧紀男他(2006)、ステークホルダー参加型復興計画策定手法の構築－小千谷市復興計画策定での試み－、京都大学防災研究所年報第49号B, pp.137-146, p137
- 29) 国土庁防災局(1998)、平成9年度復興施策検討調査報告書 大規模火山灾害対策編、国土庁  
国土庁防災局(1999)、平成10年度復興施策検討調査報告書 風水害対策編、国土庁  
国土庁防災局(2000a)、平成11年度復興施策検討調査報告書 津波災害対策編、国土庁

(原稿受付 2007.5.28)

(登載決定 2007.9.15)